

令和5年度
学校いじめ防止基本方針



小中一貫校南アルプス市立大明小学校

目 次

1	いじめ問題に対する基本的な考え方	2
2	いじめ対策の組織	2
3	未然防止の取り組み	3
4	早期発見の取り組み	3
5	いじめへの対処	4
6	その他の留意事項	5
7	重大事態への対応	7
8	いじめ防止指導計画の作成	9
9	「学校いじめ防止基本方針」の周知について	10

【1 いじめ問題に関する基本的な考え方】

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要があります。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

1 いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 2 条）

2 いじめに関する基本的認識について

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要です。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) **けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。**
- (3) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (4) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (5) いじめは、様々な態様がある
- (6) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (7) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (8) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (9) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (10) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

【2 いじめ対策の組織】

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止推進委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。**学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応に努めていきます。**

いじめ防止推進委員会」の構成員

学校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，他必要により関係者（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員，民生児童委員，警察等）

「いじめ防止推進委員会」の役割

いじめの未然防止，早期発見，早期対応の中心的役割を担う。

定例の「いじめ対策委員会」は，学期に一回程度開催する。必要によりケース会議を開催する。

【3 未然防止の取り組み】

いじめ問題において，「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。未然防止の基本は，自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，児童が，規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で，「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば，トラブルが発生しても，それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずです。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て，互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していきます。また，児童がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することにより，いじめに正面から向き合うことができるよう，具体的な実践事例の提供や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修などの充実を図っていきます。さらに，家庭・地域への啓発を通じ，ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組めます。

【4 早期発見の取り組み】

いじめは，早期発見が早期解決につながります。早期発見のために，日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切です。いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要があります。児童たちの些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。日頃から，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，実態把握に取り組めます。また，児童に関わることを教職員間で共有・記録し，保護者とも連携して情報を収集するよう努めます。さらに，発達障害など障害のある児童に関わるいじめ，海外から帰国した児童や外国人の児童，性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

早期発見のための手立て

- ①アンケート調査（学期末）
- ②学習ノート，生活ノート，日記，連絡帳，
- ③Q-Uの実施と考察
- ④個人面談（児童対象）
- ⑤個別懇談（保護者対象）
- ⑥日々の観察
- ⑦保健室の様子

- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪学校評価
- ⑫地域の方からの情報

【5 いじめへの対処】

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。（個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する）そして、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切です。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為をやめさせる。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴します。些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確に関わりを持つことが必要です。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止推進委員会」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、すみやかに関係児童から事情を聞き取り、事実の有無の確認をする。事実確認の結果は、校長が責任を持って設置者に報告するとともに、被害・加害児童の親に連絡する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底的に守るという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

まず、いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。プライバシーには十分注意しながら、次のような対応を行う。

- ① 家庭訪問により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ② いじめられた児童を徹底して守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ③ 状況に応じていじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるような環境の確保を図る。必要に応じて心理や福祉の専門家、教育経験者、警察官経験者など外部の協力を得る。

4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめた児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもと毅然とした対応をとる。教育上必要があると認めるときは、懲戒を加えることも考えられる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒にも自分の問題として捉えさせる。たとえいじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせるようにする。

いじめの解決とは、当事者だけでなく。周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

6 ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除できるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。学校設置者と連携し、学校ネットパトロールを実施する。パスワード付きサイトやSNS、メール等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくい。そして、携帯電話やスマホの使い方の学習会を開いたり、道徳の授業などを通して、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。また、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての啓発活動を推進し、理解を求めていく。

7 いじめの解消

いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保していきます。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は日常的に観察を続けていきます。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に継続していること。

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうか判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認します。

【6 その他の留意事項】

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。いじめ問題等に関する指導記録を保存し、進学・新級・転学に当たっては適切に引き継ぐ。

2 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

児童と向き合う時間の確保を行う。

4 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

5 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。また、いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し公表する。

【7 重大事態への対応】

1 調査を要する重大事態の例

- ・生命、身体または財産に重大な被害が生じた場合
- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性疾患を発症した場合
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

なお、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定

期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態ととらえる。

- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

2 調査主体

学校は、学校の設置者への報告・指導を受けその調査を行う主体やどのような調査組織にするのかを判断する。

① 教育委員会が調査の主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合である。

② 学校が調査主体となる場合

学校の設置者から必要な指導及び人的配置も含めた適切な支援を要請する。

3 調査を行う組織

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接的な人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合は、新たに適切な専門家を加える等、公平・中立を確保する。

4 調査の趣旨及び調査の方法

事実関係を明確にするための調査の実施、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃)から・誰によって行われ・どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、予想や噂・主観的な感情などを排除し、客観的な事実関係を速やかに調査することに主眼を置く。

また、学校の設置者・学校自身にとって不都合なことがあつたとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は学校の設置者及び附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的再発防止に取り組む。

① いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑制する。
- ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者から積極的な指導・支援を得るとともに、関係機関ともより適切に連携を図る。

② いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合(入院等)

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査は、原則として在籍生徒や教職員等に対して質問し聞き取り調査などを行う。

③ いじめられた生徒が死亡した場合

- ・二次的な自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。
- ・遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して、学校が主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意をしておく。
- ・できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的かつ総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・学校が調査を行う場合は、学校の設置者から情報の提供について必要な指導を受ける。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別な注意が必要であることを確認する。

④ その他

- ・事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要である。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がった足り、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

5 調査結果の手教及び報告

① 調査結果の適切な提供

- ・学校の設置者及び学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して適時・適切な方法説明をする。これらの情報の提供にあたっては、学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供をする。

② 調査結果の報告

- ・調査結果の報告については、当該地方公共団体の長に報告をする。

【8 いじめ防止指導計画】

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ防止 推進委員会	事案発生時に緊急対応会議の開催			教員研修	いじめ防止 推進委員会
防止 対策	学級開き 保護者会 等で啓発	学級づくり・人間関係づくり・ソーシャルスキルの習得				教育相 談機関
早期 発見	Q-Uの実施と結果の考察		いじめア ンケート	学校評価	教育相 談機関	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ防止 推進委員会			いじめ防止 推進委員会
防止 対策	人権教室	学級づくり・人間関係づくり				学年懇談
早期 発見	Q-Uの実施と結果の考察		個別懇談 教育相 談機関	学校評価		教育相 談機関

【 9 「学校いじめ防止基本方針」の周知について】

1 職員への周知と共通理解

4月当初の職員会議で、学校いじめ防止基本方針について共通理解を図るとともに、日常的なこまめな情報交換により、気になる児童の様子について共通理解を図る。

学校いじめ防止基本方針に則り、いじめと認知した事案については、学級担任一人で抱え込まず、いじめ防止推進委員会に置いて、組織的な対応をするとともに、必要に応じて関係機関との連携をはかりながら、早期解決に向けて取り組む。

2 保護者への周知

保護者への周知については、PTA総会などで資料提供をするなど、広く大明小学校の「学校いじめ防止基本方針」について公開をしながら、啓発をしていくとともに、保護者及び地域と連携をはかりながら、いじめの未然防止に取り組んでいく。

朱書き部分は令和4年2月改定